



# 租税公課の取扱い

「経理のプロ」になるために欠かせないのが「法人税」の知識。今回は租税公課の取扱いについて解説します。

税理士  
平井 満 広

- 掲載テーマ
- ① 役員の定義と役員給与
  - ② 使用人兼務役員と賞与・退職金
  - ③ 交際費等の取扱い
  - ④ 寄附金の取扱い
  - ⑤ 租税公課の取扱い
  - ⑥ 貸倒損失の処理

「租税公課」とは、国や地方公共団体が法人や個人から徴収する税金や罰金等のことです。

## 租税公課を処理するときの原則は損金算入

租税公課は原則損金算入となりますが、一定の税金については別段の取扱いがあります。

### ① 法人税、住民税、事業税

法人税や地方法人税といった法人の所得に課される国税は「損金不算入」となっています。

これらの税金は「費用ではなく利益処分」と考えるため、損金に算入しないこととされています。

### ② 法人道府県民税（都民税を含む）、法人市町村民税

道府県民税や市町村民税は都道府県や市区町村に納める地方税の

一つで、①と同じく法人の所得にかかる税金です（「法人住民税」と呼ばれます）。これらの税金も損金不算入となっています。

### ③ 法人事業税、地方法人特別税

法人事業税や地方法人特別税は、①②と同様に利益の金額に基づいて計算される税金で、決算書でも「法人税、住民税及び事業税」と一括りで表示します。しかし法人事業税は、税法上は他の税目と異なり損金算入です。これらの税金は「利益ではなく事業に課している」と考え費用として認められているようです。

なお、法人事業税を損金算入できる時期は「申告書を提出した日」となります。たとえば平成30年12月期の法人事業税の申告書を平成31年2月に提出した場合、この法人事業税を損金算入できるの

れば利益300万円となります。

ただし、一定の場合（課税売上95%未満等）は「仮受の消費税」から「仮払の消費税」の一部を控除できない（「控除対象外消費税額等」といいます）ため、以下の取扱いがあります。

### (a) 資産の購入にかかる控除対象外消費税額等

資産の購入にかかる控除対象外消費税額等は、一定の要件（課税売上割合が80%以上の場合、資産1個当たりの控除対象外消費税額等が20万円未満の場合、棚卸資産にかかる控除対象外消費税額等の場合等）に該当すれば全額が損金算入となります。

一方で、要件に該当しない場合は「繰延消費税額等」として損金算入限度額があります（下図参照）。たとえば、課税売上割合60%の会社が税込1,080万円の機械を購入した場合、控除対象外消費税額等は32万円（80万円×80万円×60%）となります。このうち購入初年度に損金算入できる金額は3万2,000円（32万円×12/60×1/2）です。

(b) 経費の支払にかかる控除対象外消費税等  
経費の支払にかかる控除対象外

消費税等は原則、全額が損金算入となります。

ただし、交際費等にかかる部分は交際費等の額に含めて計算します。たとえば、課税売上割合70%の会社が税込540万円の交際費を支払ったとします。税抜経理の場合、決算書の交際費に計上されるのは500万円となります。

また、控除対象外消費税等は12万円（40万円×40万円×70%）となります。このケースでは、512万円を支出交際費等の額として、交際費等の限度額計算を行なっています。

### (3) 所得税、復興特別所得税

法人が受け取る預貯金の利子や配当等から源泉徴収される所得税等は次の取扱いとなっています。

① 法人税から控除する場合  
源泉徴収された所得税等を法人税から控除する場合、所得税等の金額は損金不算入となります。

② 法人税から控除しない場合  
源泉徴収された所得税等を法人税から控除しない場合、所得税等の金額は損金算入となります。

③ 不動産取得税、自動車取得税  
不動産や自動車を購入した際にかかる登録免許税や不動産取得税、自動車取得税等は原則、購入した資産の取得価額に含まれます。

ただし、取得価額に含めないで費用計上した場合は、全額が損金算入となります。

④ 延滞税、加算税等  
延滞税や加算税等といった、ペナルティとして支払う租税公課の取扱いは以下のとおりです。

⑤ 加算税（国税）  
税務調査で修正申告をした場合の過少申告加算税、期限後申告をした場合の無申告加算税、悪質な脱税をした場合の重加算税、源泉所得税の納付が遅れた場合の不納

は平成31年の事業年度です。

### (2) 消費税、地方消費税

消費税および地方消費税の取扱いは、会社の経理方法によって以下の取扱いとなっています。

① 税込経理  
「税込経理」とは、売上や仕入等を消費税込の金額で計上する処理方法のことです。たとえば「売上1,080万円」、「仕入756万円」といった取引を行なった場合、決算書の金額も「売上1,080万円、仕入756万円」と計上します。税込経理を採用している会社が消費税を納める場合、納付する消費税額は会計上の費用となりません。先程の事例で考えると、売上1,080万円に含まれる「仮受の消費税80万円」と、仕入756万円に含まれる「仮払の消費税56万円」の差額「24万円」

が、納付する消費税額として費用となります。結果的に最終利益は300万円となります。この場合、費用計上した消費税等は法人税法上も損金算入となります。

なお、損金算入の時期は原則「申告書の提出日」となっています。納税額を未計上した場合「計上日」とすることもできます。

② 税抜経理  
「税抜経理」とは、売上や仕入等を消費税抜の金額で計上する処理のことです。たとえば「売上1,080万円」、「仕入756万円」といった取引を行なった場合、決算書の金額は「売上1,000万円、仕入700万円」と計上します。税抜経理の場合、収益や費用に消費税が含まれていないため、基本的に特別な計算はありません。先程の事例もそのまま計算す

付加算税があります。

加算税は損金不算入です。

② 延滞税（国税）  
確定申告した税額を納期限に完納しない場合に徴収される税金です。損金不算入となります。

③ 利子税（国税）  
申告期限の延長が認められた場合に、期間に応じて追加で納める税金です。損金算入となります。

④ 加算金（地方税）  
過少申告加算金、不申告加算金、重加算金は、損金不算入となります。

⑤ 延滞金（地方税）  
延滞金は原則損金不算入となりますが、納期限の延長による延滞金は損金算入となります。

⑥ 過怠税（国税）  
過怠税とは収入印紙を貼り忘れた際に徴収される税金です。

本来納めるべき税金とその2倍との合計額（10万円の収入印紙の貼り忘れなら30万円）が過怠税となります。過怠税は全額が損金不算入となります。

⑦ その他  
交通反則金等の罰金も損金不算入となります。ただし、労働保険料や社会保険料の延滞金は損金算入となっています。

## 繰延消費税額等の損金算入限度額

(1) 繰延消費税額等が生じた事業年度
損金算入限度額 =繰延消費税額等×当期の月数/60×1/2
(2) その後の事業年度
損金算入限度額 =繰延消費税額等×当期の月数/60

ひらひら みつひろ 平井会計事務所代表「会計を通じて人を幸せにする」をモットーに、中小企業の経営改善や税務相談に力を入れている。